

社会福祉法人町野福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町野福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、別表1のとおり報酬等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤等役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1の定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため、出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給しているものの役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 理事長を除く非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 6月15日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）理事長

	報酬の額（月額）
法人及び施設業務の出勤	50,000円

（2）評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（4）監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円